

市民意見募集手続の結果について

1 計画等の案の名称 上田市教育大綱(改訂案)

2 募集期間 令和7年11月17日(月曜日)から令和7年12月22日(月曜日)まで

3 実施結果

(1)件数 7件(3人)

(2)提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
0件(0人)	0件(0人)	7件(3人)	0件(0人)	7件(3人)

(3)意見の区分

区分	合計
(1)反映する意見	1
(2)趣旨同一の意見	4
(3)参考とする意見	0
(4)その他	2
合計	7

4 意見に対する市の考え方

(1)反映する意見(意見等の内容を踏まえ、計画案の修正等を行ったもの)

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	P3 1上田市教育の基本理念	<p>こども基本法は「すべての施策は子どもの最善の利益を優先して行う」ことを求めている。</p> <p>教育大綱は、行政施策の最上位に位置づけられる教育方針であり、基本理念の中に、「こどもの最善の利益の保証」を明記し、市のあらゆる教育施策においてこの視点が反映されることを期待する。</p>	<p>教育大綱は、上田市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、対象は子どもを含む、すべての世代となっていることから「基本理念」は修正しないこととします。</p> <p>一方で、ご指摘のこども基本法の理念を盛り込むことは重要であり、「子ども・学校教育」の【◎方針】を『子どもの利益・権利を最優先に考え、子どもたちの将来の礎となる「生きる力」を育みます』に修正します。</p>

(2)趣旨同一の意見(意見等の趣旨が案に盛り込まれているもの)

No	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	<p>P3 大綱 2 教育各分野において目指すべき人づくり・地域づくりの方針</p> <p>「子ども・学校教育」分野</p> <p>◎方針</p>	<p>「生きる力」とはどのようなものか。</p> <p>学力や体力、その他にもあると思うが、自分自身はつきりとイメージできていない。</p> <p>「生きる力」とはどのようなものであるか具体的な記述が必要ではないか。</p> <p>それがなければ、方針自体がつかみどころのないものになってしまう懸念がある。</p>	<p>「生きる力」とは、将来にわたって豊かな人生を送るための基礎となるものであると考えます。</p> <p>個々の価値観によって多様に判断されるべきである一方で、普遍的な考えとして、以下の具体的な記述を<人づくり>に述べております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら考え、判断し課題を解決する力 ・自立する力 ・人の痛みがわかる思いやりの心 ・物事に主体的に取り組む意欲や探求心 ・グローバルな視野 ・ふるさとを愛する心 ・夢や希望を持って未来を切り拓く力
2	<p>P3 大綱全般</p>	<p>「人を育て、地域を育てる」という理念のもと、子どもの成長を大切にす方向性を示しており、その姿勢を高く評価する。</p>	<p>大綱の理念に基づき、子どもの成長に繋がる、人づくり、地域づくりに取り組んでまいります。</p>
3	<p>P3 大綱全般</p>	<p>こども基本法は「すべての子どもの最善の利益を優先すること」「意見表明の権利」「成長・発達への配慮」「差別の禁止」などを基本理念として定めているが、教育大綱(案)には、この法の概念が明示的に位置づけられていない。</p> <p>特に“子どもの意見を聴き、計画や施策に反映する仕組み(子ども会議、アンケート、参加型評価など)”について明確な記述が必要ではないか。</p>	<p>教育大綱は、上田市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。</p> <p>こども基本法及びこども大綱の理念を明示的に位置づけた「こども・若者施策」に関する市の個別計画としては「上田市未来っ子かがやきプラン～第3次上田市子ども・子育て支援事業計画～(上田市子ども計画)」が令和7年3月に策定されているほか、市の最上位計画である「第三次上田市総合計画前期まちづく</p>

			<p>り計画(令和 8～12 年度)」の【重視する 6つの視点】の1つとして、「こどもまんなか」を掲げ「子どもの利益を一番に考える」旨、「若者や子どもの声を聞き、まちづくりを進める」旨を明記しています。</p> <p>また、教育大綱においても、「子ども・学校教育」分野の〈地域づくり〉の方向性として「子どもたちの想いに寄り添いながら、子どもたちを社会の宝として地域ぐるみで育みます。」との記述をしております。</p> <p>なお、意見聴取や、施策への反映の仕組みについては、各施策、各事業を実施する中でそれぞれに効果的な手法を検討してまいります。</p>
4	<p>P3 2 教育各分野において目指すべき人づくり・地域づくりの方針</p>	<p>子どもが安全・安心に暮らし、心身ともに健やかに育つためには、家庭の収入や環境に左右されない学び・体験の機会の保障が不可欠である。</p> <p>こども基本法の理念である「すべての子どもの成長の権利」を実現するためにも、自然体験、文化体験、地域活動などの教育的価値の高い経験を、行政が積極的に支援し、経済的に困難な子どもでも等しく参加できる環境を整備する必要がある。体験の格差を是正する施策を教育大綱の方針に盛り込むべき。</p>	<p>「生涯学習・スポーツ」、「文化・芸術」の分野において、「誰もが自分らしく活動できる」「誰もが主体的に関われる」地域づくりを目指す方針を明記しています。</p> <p>また、経済的に困窮する子育て世帯への学習支援や経済的支援策については、「上田市未来っ子かがやきプラン～第 3 次上田市子ども・子育て支援事業計画～(上田市こども計画)」に明記しております。</p>

(3) その他(検討の結果、計画案に反映しない意見等)

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	P3 大綱全般	<p>全般に言えるが、大綱自体も概要の資料も内容が薄くパブリック・コメントを募集するレベルに無い。</p> <p>理念条例やスローガンではなく、例えば「地域学習の授業時間を年に○時間義務化する」くらいの話であれば議題として意味を持つのではないか。</p>	<p>教育大綱は、上田市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。</p> <p>教育大綱には、基本理念を踏まえて教育各分野において目指すべき「人づくり」並びに人を育む「地域づくり」の方針を掲げており、ご指摘の具体的な取組内容等については、大綱の方針の下で策定される各分野の個別計画(教育支援プラン、生涯学習基本構想、スポーツ推進計画等)に記載してまいります。</p>
2	P3 2教育各分野において目指すべき人づくり・地域づくりの方針	<p>こども基本法は乳幼児期から学齢期、青年期まで、発達段階に応じた切れ目のない支援を求めている。</p> <p>教育大綱では、「学校教育」「生涯学習」など分野ごとの整理となっており、年齢ごと子どもの発達段階を軸とした支援体系が明確に示されていない。保育・幼児教育と小学校の連携、不登校や多様な背景の子どもへの学びの保障など、発達段階に応じた施策を体系化することが望ましい。</p>	<p>教育大綱は、上田市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。</p> <p>こども基本法に基づく、保育・幼児教育と小学校の連携、不登校や多様な背景の子どもへの支援などについては「上田市未来っ子かがやきプラン～第3次上田市子ども・子育て支援事業計画～(上田市こども計画)」に明記しております。</p> <p>また、不登校や、多様な背景の子どもへの学びの保障については、教育大綱に紐づく個別計画である「教育支援プラン」においても明記しております。</p>